

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計	m ²	別表4 4の(1)のイの (ア) 円(a´)	別表4 4の(2)のイの (ア) 円(A´)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表4 4の(1)のイの (イ) 円(b´)	別表4 4の(2)のイの (イ) 円(B´)
	小計	m ²	(a´) + (b´) 円	(A´) + (B´) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計	m ²	別表4 4の(1)のイの (ア) 円(a´)	別表4 4の(2)のイの (ア) 円(A´)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表4 4の(1)のイの (イ) 円(b´)	別表4 4の(2)のイの (イ) 円(B´)
	小計	m ²	(a´) + (b´) 円	(A´) + (B´) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計	m ²	別表4 4の(1)のイの (ア) 円(a´)	別表4 4の(2)のイの (ア) 円(A´)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表4 4の(1)のイの (イ) 円(b´)	別表4 4の(2)のイの (イ) 円(B´)
	小計	m ²	(a´) + (b´) 円	(A´) + (B´) 円
他の建築物	合計		円(c´)	円(C´)

(注意)

- 「別表4」とは、西東京市手数料条例別表第3の4の部を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に西東京市手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として法第35条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表4に規定する額とする。